

起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について



- 巨大装置産業である水道事業は、**施設整備に多額の資金を必要とし、その財源は主に起債が充当されるが、その元利償還金が事業経営を圧迫している**
- 今後も安全で安定した水道水の供給を確保するためには、**水源開発、施設の更新・再構築事業や震災対策事業の推進等、施設の整備が不可欠であるが、これら事業に要する巨額の資金もまた起債に依存せざるを得ない**

起債利率の更なる引き下げ

〈現状〉

政府資金(0.6%^{*1})及び機構資金^{*2}(特別利率0.5%)

政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、利率の更なる引き下げを図ること



^{*1} 40年償還、据置5年、元利均等償還半年賦 ^{*2} 機構…地方公共団体金融機構 [要望事項(1)]

交付税措置の拡充

〈現状〉

一般会計出資債^{*3}の元利償還金の1/2^{*4}の交付税措置

一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充すること



^{*3} 一般会計出資債…公営企業会計に出資を行うために一般会計が起債(借入)を行う地方債。借り入れた資金は公営企業会計に出資され、元利償還は一般会計が行う。一般会計出資債の元利償還金の一部については、地方交付税で措置される。
^{*4} 上水道の出資に要する経費など。水道広域化推進事業に係るものは60%の交付税措置。

[要望事項(2)]

基幹水道構造物の耐震化事業

〈現状〉浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業について、耐用年数を経過した施設は地方公営企業繰出制度^{*5}の対象外

耐用年数を経過した施設の更新・改築事業を地方公営企業繰出制度の対象とすること



^{*5} 地方公営企業繰出制度…国が地方公営企業への繰出金について、基本的な考え方を定め、地方交付税措置をする制度 [要望事項(3)]

水源涵養に係る取組

〈現状〉平成31年4月から地方公共団体に譲与される森林環境譲与税は

地方公営企業繰出制度の対象外



水源涵養に係る取組を

地方公営企業繰出制度の対象事業に加えること

[要望事項(5)]

消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用

〈現状〉消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用等について、具体的な算出方法の定めがない

明確な算定基準を確立し、財政支援を図ること



[要望事項(9)]

- ・浄水場等の更新事業
- ・浄水施設覆蓋整備事業
- ・既存施設の撤去事業
- ・自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業

〈現状〉耐用年数を超過した浄水場等の更新事業、浄水施設の覆蓋施設整備事業、既存施設の撤去並びに自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業は、地方公営企業繰出制度の対象外



これら事業を **地方公営企業繰出制度の対象事業**に加えること

[要望事項(4)]

- ・災害復旧に要する経費
- ・福祉減免に要する経費
- ・小規模集落に要する経費

〈現状〉大規模地震や自然災害の災害復旧に要する経費、社会的配慮として実施する福祉減免に要する経費、山間部や離島などにおける小規模集落への給水に要する経費は、地方公営企業繰出制度の対象外



これら事業を **地方公営企業繰出制度の対象事業**に加えること

[要望事項(6)、(7)、(8)]



水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰化を抑制するため、**起債融資条件等の改善**及び**地方公営企業繰出制度の拡充等**を図ること